

## 入 札 公 告（入札前審査型）

下記の業務について、制限付き一般競争入札（入札前審査型）を行うので公告する。この業務の入札執行等については、関係法令に定めるもののほか、本公告及び料金徴収業務委託入札参加申込要領（以下「申込要領」という。）により行うものとする。

- 1 公 告 日 平成26年11月25日（火）
- 2 入札執行者 静岡県道路公社 理事長 矢野弘典
- 3 この入札に関する契約条項を示す場所及び事務を担当する機関  
郵便番号 420-0853  
静岡県葵区追手町9番18号 静岡中央ビル10階  
静岡県道路公社総務部総務課  
電話番号 054-254-3421
- 4 競争入札に付する事項
  - (1) 入札番号 第1004号
  - (2) 委託業務の名称 平成26年度 一般自動車道「伊豆スカイライン」料金徴収業務委託
  - (3) 業務箇所 田方郡函南町桑原地内（熱海峠料金所）ほか5箇所
  - (4) 業務概要 有料道路の料金徴収業務（契約約款・特記仕様書による）
  - (5) 契約期間 契約日から平成28年3月31日まで
  - (6) 料金徴収期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
  - (7) 徴収基本時間 6時から22時まで
- 5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
本入札に参加するために必要な資格は、次の条件を全て満たす法人であることとする。
  - (1) 次の①から④までのいずれにも該当しないこと
    - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当すると認められる者
    - ② 公社に提出した書類に虚偽の記載をした者
    - ③ 過去に公社が行う業務を妨害する行為等不正な行為を行なった者並びに当該行為を行なった者を代理人又は支配人その他の使用人として使用する者
    - ④ 次のアからカまでのいずれかに該当する者
      - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴対法」という。）第2条第2号に該当する団体
      - イ 役員等（役員又はその支店若しくは常時料金徴収業務、警備業務、庁舎等管理業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等（暴対法第2条第6号の暴力団員（以下イにおいて「暴力団員」という。）及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この号において同じ。）であると認められる者
      - ウ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
      - エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に有利な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者  
カ アからオまでに該当する者のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

(2) 直近1事業年度の法人事業税、都道府県民税、消費税及び地方消費税を完納していること

(3) 次の①から⑤までのいずれにも該当しないこと

(なお、次の①及び②において「赤字」とは、法人税法施行規則(昭和40年3月31日大蔵省令第12号)別表四「所得の金額の計算に関する明細書」の「所得金額又は欠損金額」の「総額」の額(以下「所得」という。)が全て0円以下であることをいい、「黒字」とは、所得が1円以上であることをいう。ただし、所得が黒字であっても、償却資産を有するにもかかわらず減価償却の計上をしない等の利益操作や、雑収入(債務免除益、資産処分益)等異例な収入によって黒字が維持されていると認められる場合は、赤字とする。)

① 直近3年間の所得が全て赤字である者

② 直近3年間のうち1期でも期首の資本金及び利益剰余金を超過する赤字が発生している者(ただし、最終年度までに計上した黒字で、3年間通算の赤字が消去されている場合を除く。)

③ 最終年度の預金・現金・受取手形・売掛債権等(短期受取債権)の合計額が短期支払債務(未払金・前受金・短期借入金及び支払手形・買掛金・預り金等を含む)の合計額の60%を欠く者

(ただし、短期借入金は計上額の6分の1として計算し、長短の借入金区分が明確でない場合は、借入金全額の12分の1として計算する。)

④ 直近3年間で1期でも長短の借入金がその期の売上高を超過している者

⑤ 最終年度の正味財産が総資産の10%を欠く者

(4) 一般自動車道「伊豆スカイライン」の料金徴収業務を管理・監督できる責任者を一般自動車道「伊豆スカイライン」亀石峠料金所に専任で、熱海峠料金所、亀石峠料金所及び天城高原料金所には事務補助者を専任で配置できること

(5) 次の①から③までのいずれかに該当すること

① 道路運送法(昭和26年法律第183号)に基づく一般自動車道事業者

② 道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)に基づく有料道路又は道路運送法に基づく一般自動車道のいずれかの料金徴収業務受託経験が本入札参加資格確認申請日以前の過去3年間に通算して2年以上ある者

③ 次に掲げる事業者のいずれかであって、本入札参加資格確認申請日において静岡県内の同業者協会・組合等に3年間以上加入している者

ア 警備業法(昭和47年法律第117号)第4条に基づき静岡県公安委員会の認定を受けている警備業者

イ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2に基づき静岡県知事の登録を受けているビルメンテナンス業者

(6) 次の①から④の全てに該当すること

① 常勤従業員が6名以上であること

- ② 本入札参加資格確認申請日において営業年数が3年以上あること
- ③ 直近1事業年度の売上高が1億円以上であること
- ④ 静岡県内に本店を有すること

## 6 入札参加希望者の募集

- (1) 本入札の参加希望者は、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び資料を提出しなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者は、本入札に参加することができない。

- (2) 本入札の参加希望者は、申請書及び資料を申込要領に示す様式により作成のうえ持参又は簡易書留により郵送すること。

- (3) 申込要領及び設計図書の配布

### ア 配布期間

平成26年11月25日（火）から平成26年12月4日（木）まで

### イ 配布場所

静岡県道路公社ホームページ「入札情報（料金徴収業務委託）」（URL <http://siz-road.or.jp/sz/public/>）に掲載することにより配布する。

- (4) 申請書及び資料の受付

### ア 提出期間

平成26年11月26日（水）から平成26年12月5日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。ただし、郵送の場合は平成26年12月5日（金）消印まで有効とする。

### イ 提出場所

前記3に示す機関

## 7 入札参加資格の確認

申請書及び資料の提出のあった者には、当該入札への参加資格の有無について確認し、結果を平成26年12月12日までに通知する。

## 8 入札参加資格がないと認められた者に対する説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。
- (2) 説明を求める場合は、平成26年12月17日（水）までに書面により提出すること。
- (3) 説明を求めた者に対しては、平成26年12月22日（月）までに書面により回答する。
- (4) 書面の提出先は次のとおりとする。

前記3に示す機関

## 9 入札手続等

- (1) 入札執行日時

平成26年12月25日（木）13時30分

- (2) 入札の場所

静岡市葵区追手町9番18号 静岡中央ビル10階  
静岡県道路公社101会議室

- (3) 入札保証金及び契約保証金

免除

(4) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、申請書若しくは資料に虚偽の記載をした者が行った入札又は申込要領若しくは料金徴収業務委託契約入札心得（以下「入札心得」という。）において示した条件等に違反した入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札したもののうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 入札心得の配布

前記6 (3) の申込要領に同じ。

10 次年度以降の契約

受託者が業務委託を良好に完了する見込みであるときは、審査のうえ次年度の料金徴収業務委託について随意契約とすることがある。ただし、最長2年次に限る。

11 その他

(1) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 詳細は申込要領及び入札心得による。

(3) 提出書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出書類は、入札参加資格の確認以外に無断で使用しない。

(5) 提出書類は、返却しない。

(6) 提出書類は、公表しない。

(7) 提出期限後における提出書類の差し替え及び再提出は認めない。

(8) 問合せ

不明な点などがある場合は、平成26年12月2日（火）までの間、別表の窓口あて、申込要領に定める様式の質問書を電子メール又はFAXで送付すること。

回答は、当会社のホームページに掲載する。

別表（照会窓口）〒420-0853 静岡市葵区追手町9-18 静岡県道路公社総務部総務課

番号	役割	課名	電話及びFAX番号	E-mail
1	総合窓口	総務課	TEL:054-254-3421 FAX:054-254-3422	siz-road @po3.across.or.jp
2	業務に関する照会窓口	企画 業務課	TEL:054-254-3424 FAX:054-251-5058	siz-road-gyoumu@po2.across.or.jp